

平成24年1月23日

総務大臣
川端達夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成23年11月29日付け諮問第3035号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

意見	考え方
<p>意見1 平成24年度の接続料算定に用いる各入力値の更新については適当。</p> <p>○ 平成24年度の接続料算定に用いる各入力値の更新については適当と考えます。 (フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 今回の省令改正によって最新の入力値に更新することは、現行の接続料算定ルールに則ったものであり、適切であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見2 PSTNトラフィックの減少により接続料水準の上昇が想定されるため、平成25年度以降の接続料算定の検討に当たっては、PSTNからIP網への移行期における接続料算定の在り方について、プライシング面での考慮も含む抜本的な見直しを行うべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ しかしながら、PSTNのトラフィックの減少傾向は継続しており、LRICモデルの大幅改修によって平成23年度に一旦値下げになったPSTN接続料は、LRIC5次モデルの適用2年目に当たる平成24年度には再び上昇に転じることが想定されます。</p> <p>今後も接続料水準の上昇が続く場合には、競争事業者がユーザ料金の値上げや電話サービス提供からの撤退を余儀なくされ、ユーザ利便の低下を招くおそれがあるため回避しなければなりません。PSTNからIP網への移行期である現状においては、NTT東・西によるコスト削減がトラフィックの減少スピードに追いつかないという根本的な問題が存在しています。そのため、LRICモデルの</p>	<p>○ 平成22年9月28日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」(以下、「情通審答申」という。)に示されたとおり、現行(第五次)モデルを用いた算定方法の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とされているところである。</p> <p>そのため、平成25年度以降の接続料算定の在り方に関しては、情通審答申にも示されたとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。</p>

<p>改修と入力値の更新というこれまでの算定ルールの延長線上で対応しているのみでは、LRICモデルで算定される接続料原価が減少しても、その効果を上回るトラフィックの減少によって、接続料水準の上昇トレンドを抑えることができない状況になっています。</p> <p>NTT東・西によれば、PSTNからIP網への移行が完了するのは2025年度（平成37年度）頃としており、移行完了時期の前倒しの可能性を検討する必要がありますが、当面PSTNが残り続けることが予想されます。従って、短期間の効果しかない接続料抑制策を検討するのではなく、ある程度長期間に渡るであろう移行期のPSTN接続料の水準を抑制できるような策を講じる必要性が生じています。</p> <p>平成25年度以降のPSTN接続料の算定の在り方については、今般の長期増分費用モデル研究会の結論も踏まえ、来年度の情報通信審議会において検討が行われるものと理解しています。</p> <p>検討に当たっては、上記の観点を踏まえ、PSTNからの円滑なマイグレーションを阻害することのないよう留意しながら、移行期のPSTN接続料算定の在り方について、プライシング面の考慮も含む抜本的な見直しを行うべきと考えます。</p> <p>（KDDI）</p>	
<p>意見3 PSTNからIP網への移行期においては、二重設備の投資・維持コスト等が長期的に発生すると考えられ、また、PSTNトラフィックの減少により、PSTNベースで改良を重ねた現行の算定モデルでは接続料が上昇傾向となるため、IP網をベースとしたLRICモデル（IPモデル）を早期に構築し、平成25年度以降の接続料算定に導入すべき。</p>	<p>考え方3</p>

○ 移行期の接続料算定の在り方

東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の「PSTN のマイグレーションについて～概括的展望～」によるとコア網の移行完了時期を2025年頃としていることから、二重設備の投資・維持コストが今後最低でも10年以上発生すると考えられ、PSTN から IP 網への移行期において不可避免的に発生する二重設備の投資・維持コスト以外にも、過剰な残存設備やその維持に係るコスト等が長期的に発生する可能性があります。そのコストが消費者に転嫁されることを踏まえれば、このような可能性については、徹底して排除すべきと考えます。

なお、先の平成23年12月20日付け「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「二重投資を可能な限り避ける観点」について言及されているところです。

【参考:「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申 冒頭より】

PSTN は、加入電話や ISDN(総合デジタル通信サービス)といった既存の基幹的サービスを提供する上での基盤であり続けているものの、既存サービスの契約数の減少や IP 系サービスの進展、移動体通信サービスの普及等の環境変化を踏まえれば、コア網における二重投資を可能な限り避ける観点から、IP 網への移行(マイグレーション)を円滑に行うことが大きな課題となる。

このような移行期の環境においては、PSTN のトラフィックは減少を続け、現状の PSTN ベースで改良を重ねた現行の算定モデルでは、今後も接続料が上昇傾向となるのは明らかです。現に総務省殿試算(平成22年9月28日付け「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申)においても、来年度には接続料水準が過去最高水準になると想定されており、前述のような課題解決や社会経済性の観点からも、IP 網をベースとした LRIC モデル(以下、「IP モデル」という。)を構築し早期に移行すべきと考え

○ 現在、総務省において、長期増分費用モデル研究会を開催し、関係事業者からの提案を踏まえて、IP網をベースとしたLRICモデルの考え方も含め、平成25年度以降の接続料算定に適用可能なコスト算定モデルについての検討が行われているところである。

今後、これらの検討結果も踏まえつつ、考え方2のとおり、平成25年度以降の接続料算定の在り方について、適時適切に検討を進めていくことが適当である。

<p>ます。少なくとも、長期増分費用モデル研究会にて現在検討中の次期モデル（平成 25 年度以降の算定方式）には導入することが必須と考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>○ 最新の入力値への更新により接続費用の低減化が窺えるところですが、この低減を上回る需要数（回線数及びトラフィック）の減少が想定され、平成 24 年度の接続料金は現行料金より値上げになるものと予想されます。</p> <p>「光の道」基本方針ならびに「PSTN マイグレーションの概括的展望」にもとづけば、メタル回線／PSTN から光アクセス回線／IP 網への移行が今後一層進行し、これに伴って需要数の減少、そして接続料金の上昇が継続し、LRIC モデル導入の意義（接続料下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する）が失われていくものと考えております。</p> <p>この問題を解決すべく、平成 25 年度以降には IP 網をベースとした LRIC モデルを始め、接続料上昇の抑制に繋がるモデルの見直しを行うべきと考えます。</p> <p>（フュージョン・コミュニケーションズ）</p>	
<p>意見4 IPモデル構築までの期間においても暫定的な措置が必要であり、平成24年度の接続料算定についても、現行モデルの入力値にIP電話のトラフィックを加える方式（PSTN定常方式）を適用すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ なお、IP モデル構築までの期間においても、過剰な残存設備やその維持に係るコスト等を排除する観点は重要であり、暫定的な措置の適用が必要と考えます。特に、改良モデルの入力値に IP 電話のトラフィックを加える方式（PSTN 定常方式）であれば、現行モデルにおいても、省令改正のみで対応可能であることから、本省令改正案に盛り込むべきと考えます。例えば、改正案として附則に以下のとおり追記を行うことが考えられます。</p>	<p>○ 情通審答申では、関係事業者からの提案を踏まえて、IP電話の需要を仮想的にPSTNの需要とみなし、これをPSTNの需要に加算することで接続料を算定する方式についても検討した上で、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定方式としては、引き続きPSTNに係る通信量を前提とする長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には、現行（第五次）モデルを適用することが適当とされているところである。</p> <p>なお、平成25年度以降の接続料算定の在り方については、考え方2のとおり。</p>

<p><附則追記案></p> <p>事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能(接続料規則第四条の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機能に限る。)、二の項(加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。)、四の項、五の項、六の項(光信号中継伝送機能を除く。))及び八の項に限る。)に係る通信量等については、IP 電話(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)に移行したアナログ加入者電話回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した通信量等を用いなければならない。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見5 最新の入力値に関する透明性は向上しているが、非開示の情報等についても事業者側で適正性の検証が可能となるよう、例えば、事業者が守秘義務協定を締結した上で入力値の選定過程の議論に加わる等の対応が必要。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 入力値議論の透明性確保について</p> <p>総務省殿が昨年度から開催している事業者向け説明会の実施により、最新の入力値に関しての透明性は以前に比べ向上しているとの認識です。</p> <p>しかしながら、採用された入力値について、一部(設備の調達単価等)が非開示である点、また長期増分費用モデル研究会での議論を含め選定過程が非公表である点等、事業者側にて適正性の検証が不可能な状態にあるという課題が依然として存在しています。その課題解決のためには、例えば、事業者が守秘義務契約を締結した上で選定過程の議論に加わる等の対応が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 情通審答申に示されたとおり、総務省においては、通信量を除くその他の入力値について、必要に応じて毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当であるが、その際には引き続き、関係事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮する必要がある。</p> <p>なお、今回の入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針に則り実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められる。</p>